

内部障がい	4人							4人		
知的障がい	-							-		
精神障がい	3人							1人		

- (注) 1 知事部局等とは、知事部局及び企業局の職員です。
 2 「法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
 3 職員数には、非常勤職員等の短時間勤務職員（任用期間が1年かつ週20時間以上の者に限る。）を含みます。
 4 「障がい者数」とは、身体障がい者数、知的障がい者数及び精神障がい者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については、1人を2人に相当するものとして計上し、短時間勤務職員については、1人を0.5人（重度身体障がい者、重度知的障がい者及び採用の日または精神障害者保健福祉手帳取得の日のいずれか遅い日から起算して3年目を経過する間にある者にあつては1人）に相当するものとして計上しています。

2 職員の人事評価の状況

年々多様化する行政ニーズに対応するため、職員の育成並びに勤務意欲及び能力の向上を目的として、人事評価を実施しています。面談により、評価結果を職員本人に開示するとともに、上司から業務に関する指導助言を行うなど、職員の能力開発に資する取組を行っています。

人事評価制度の概要（令和2年4月1日現在）

区 分	具 体 的 な 取 組			
	一般行政職員	会計年度任用職員	教員（学校事務職員を含む。）	警察
評価方法	絶対評価	絶対評価	絶対評価	絶対評価
評価の対象者	全職員（評価対象期間中に勤務実績が全くない職員を除く。） ※県警一般行政職員は警察に同じ。	全職員（評価基準日に在籍していない職員を除く。）	市町村（学校組合）立学校及び県立学校に勤務する教職員（評価機関における勤務期間が3月に満たない教職員等を除く。）	全職員（地方警務官、出向者、評価対象期間中に勤務実績のない派遣者・休職者等を除く。）
評価者研修	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	なし	評価の公平性、客観性の確保のため評価者に対する研修を実施	なし
評価時期	年2回（10月、2月）	年2回（10月、2月）	年1回（1月）	年2回（10月、2月）
苦情相談窓口	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置	評価結果に対する苦情相談窓口の設置
評価結果の反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映	再度の任用を行う際の判断に反映	人事配置等に反映 管理職については昇給に反映	人事配置、給与（昇給・勤勉手当）に反映
面談	上司と部下の面談を年3回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・部下の意欲向上につながる指導、助言 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	面談を年2回実施 ・業務目標の確定 ・評価結果の本人開示 ・意欲向上につながる指導、助言	評価対象者と評価者の面談を年3回実施 ・学校目標達成への意欲醸成、資質能力の伸長 ・次年度の目標設定に向け、意欲を喚起	面談を年2回実施 ・業務目標の確定 ・部下の意欲向上につながる指導、助言
自己申告制度	業務管理支援及び能力・キャリア開発も目的とした、「業務管理・キャリア開発シート」の作成を全職員が実施 ※県警一般行政職員は警察に同じ。	なし	学校教育目標を踏まえた自己目標を定める教職員の自己申告制度を実施	評価期間における発揮した能力、挙げた業績に関する自己の認識その他参考となる事項について申告する制度を実施

3 職員の給与の平均額、初任給の基準、職員に対する手当等その他の職員の給与の状況

(1) 給与制度の見直しについて

令和元年度に行った主な見直しは、次のとおりです。

項 目	見直しの内容	実施時期
勤勉手当の支給割合の見直し	・人事委員会勧告に基づき勤勉手当の支給割合を年0.05月分引き上げた。	令和元年12月1日
特殊勤務手当の見直し	・皆成学園に勤務する保育士に支給する児童生活支援業務手当の額を、月額22,000円（見直し前 月額11,000円）に引き上げた。 ・原子力環境センターの職員が行う放射線の照射を伴う調査研究業務を、放射線取扱業務手当の支給対象に加えた。（日額 300円）等	令和2年4月1日

○参考

鳥取県では、独自に給与制度の適正化に取り組んでおり、平成17年度から以下の見直しを実施しています。

項目	見直しの内容	実施時期
職責の実態と給与の級との関係が不適切な職等（いわゆる「わたり」）の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 職務や責任の実態と給与上の職務の級の格付けとの関係が不適切な職の廃止又は格付けの見直し 【行政職の例】…他の給料表についても同趣旨の見直しを実施 主事：1～4級→1～3級（4級を廃止）〔1～2級〕 主任：4～6級→廃止 係長：4～6級→4～5級（6級を廃止）〔3級〕 主査：7～8級→廃止（8級は平成13年度から凍結） ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。 	平成18年2月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
給与構造改革における経過措置額の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年給与構造改革における経過措置（現給保障）の廃止 廃止により生ずる原資を用い、給料表の構造を是正（行政職1・2級相当は1.6パーセント引下げ、行政職3級以上相当は1.9パーセント引上げ） 	平成24年4月1日 （人事委員会勧告を受けて実施） （経過措置：平成25年3月31日まで）
海事職給料表の新設	<ul style="list-style-type: none"> 船員に対する海事職給料表の新設（行政職給料表から海事職給料表へ切替え） 航海手当（特殊勤務手当）の支給を、夜間及び警報、注意報の発令時に限定 旅行手当の廃止 	平成20年4月1日
初任給の引上げと高齢者層の昇給の抑制	<ul style="list-style-type: none"> 初任給の引上げ （行政職大卒の場合：1級25号給〔170,200円〕→1級29号給〔176,800円〕） 50歳を超える職員の標準の昇給号給数を4号給（管理職層は3号給）から2号給（55歳を超える職員は2号給から1号給）に抑制 	平成20年4月1日
研究職給料表の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 職務及び人事管理の実態を踏まえ、行政職給料表との均衡を考慮した給料表に見直し 	平成23年4月1日
特殊勤務手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 支給対象業務及び支給方法の抜本的な見直し 手当の廃止：手当（訓練指導手当、特殊自動車運転手当、けん銃操作法指導手当、発電所集中制御業務手当等） 支給方法の変更（警察職員の作業手当等を月額から日額へ） 手当の減額（医療業務手当） 運転免許技能試験手当の廃止 	平成18年4月1日 平成19年4月1日
その他の手当の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 給料の調整額、農林漁業改良普及手当及び産業教育手当の廃止 へき地手当の支給率の引下げ（4/100～16/100→1/100～6/100） 特地勤務手当の廃止 	平成18年4月1日 平成21年4月1日
現業職の給与の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 行政職1～5級〔1～3級〕相当の水準まで引下げ（従来は行政職7級相当水準） 職責に基づかない職務の級の格付けの廃止 → 車庫長、守衛長等の特定の職に任用された者に限り、行政職4・5級〔3級〕相当とする（他は1～3級〔1～2級〕相当）。 ※〔 〕は平成18年度に実施した職務の級の構成の変更後の級です。 	平成17年9月1日 （経過措置：平成23年3月31日まで）
退職手当の水準引下げ	<ul style="list-style-type: none"> 退職手当に係る調整率を平成25年度中は100分の98、平成26年度中は100分の92、平成27年度以後は100分の87（現行 100分の104）に引下げ 平成20年度に給料月額減額改定を受けた職員に対する退職手当の特例を廃止 退職手当に係る調整率を100分の83.7に引下げ 	平成25年4月1日 平成30年4月1日

(注) 上掲のほか、国の給与構造改革に準じた制度改正（給料表の改正、勤務実績・成績に応じ号給を決定する査定昇給制度の導入、退職手当の算定方法の見直し等）を平成18年度より実施しています。

(2) 人件費の状況（令和元年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	平成30年度 の人件费率
令和元年度	556,195人	346,276,373千円	2,882,613千円	92,430,585千円	26.7%	27.3%

(注) 1 実質収支は、当該年度における剰余金です。

2 人件費には、職員共済費、県議会議員並びに知事及び副知事の報酬等を含みます。

(3) 職員給与費の状況（令和元年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	1人当たりの給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
令和元年度	10,157人	43,168,745千円	6,843,482千円	15,565,974千円	65,578,201千円	6,456千円

(注) 1 職員数は、平成31年4月1日現在の人数です。

2 職員手当には、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

(4) 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告			
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)
令和元年度	346,544円	346,720円	△176円 (0.05%)	-

(注) 「民間給与」及び「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与額です。

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告			
	民間の支給割合 A	職員の支給月数 B	較 差 A-B	勧 告 (改定月数)
令和元年度	4.03月	4.00月	0.03月	0.05

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「職員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(参考) 特別給の支給月数等の推移

本県では、従来から県内民間との均衡を考慮して改定を行ってきたところです。これにより、令和元年度の本県の支給月数は都道府県中47位となっています。

区分	県職員の支給月数		県内民間の 支給割合	国家公務員の 支給月数 (改定後)
	改定前	改定後		
平成27年度	4.00月	4.10月	4.09月	4.20月
平成28年度	4.10月	4.00月	4.02月	4.30月
平成29年度	4.00月	据置	3.99月	4.40月
平成30年度	4.00月	据置	4.01月	4.45月
令和元年度	4.00月	4.05月	4.03月	4.50月

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

ア 給料表の見直し（実施時期 平成27年4月1日）

(ア) 給料表の改定

民間給与を上回る高齢層の給与を抑制する一方で、初任層については、人材確保の観点から特段の配慮をする必要があり、国と同様の課題認識に立ち、国に準じた世代間の給与配分の見直しを実施。

(イ) 給与水準の据置

国の総合的見直しにおける俸給表に準じた給料表に改定した上で、さらに地域民間給与に均衡した水準に据え置き（調整）。

(ウ) 経過措置（現給保障）

平成31年3月31日までの4年間実施。

イ 地域手当の見直し（実施時期 平成27年4月1日）

段階的に支給割合を引上げ（鳥取県内は支給なし）。

※国は給与改定後、平成27年4月1日に遡及して支給割合の引上げを行ったが、本県では給与改定後の平成28年1月1日から支給割合を引上げ（引上げ後の各地域の支給割合は国と同じ）。

ウ その他の見直し内容（実施時期 平成27年4月1日）

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(令和2年4月1日現在。企業局及び病院局を除く。以下(7)から(13)までにおいて同じ。)

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			高 等 学 校 教 育 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	322,480円	390,361円 348,393円	43.6歳	318,227円	415,486円 343,779円	36.8歳	390,764円	425,021円 409,414円	46.7歳
都道府県平均	325,365円	412,987円	42.9歳	321,712円	461,961円	38.4歳	374,301円	438,678円	44.8歳
国	329,433円	411,123円	43.4歳	318,875円	376,765円	41.4歳	—	—	—

区 分	小・中学校教育職			研 究 職			医 師 等 医 療 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
鳥取県	367,612円	397,714円 385,169円	43.7歳	316,066円	373,834円 341,687円	41.5歳	399,859円	913,613円 765,721円	36.4歳
都道府県平均	358,882円	416,270円	42.7歳	354,447円	427,598円	43.6歳	456,053円	948,121円	44.5歳
国	—	—	—	402,661円	558,786円	46.0歳	504,551円	849,045円	52.0歳

区 分	薬 剤 師 等 医 療 職			看 護 師 等 医 療 職			海 事 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢

鳥取県	310,218円	366,733円	42.2歳	298,277円	355,202円	40.8歳	336,648円	374,458円	42.3歳
		330,751円			314,266円			363,629円	
都道府県平均	321,816円	395,314円	42.1歳	313,515円	400,123円	41.0歳	—	—	—
国	309,010円	353,649円	46.2歳	315,908円	352,289円	47.1歳	—	—	—

区分	現業職					民間（現業職）			参考（現業職）		
	平均給料月額	平均給与月額（A）	平均給与月額（時間外勤務手当等を含まない額）	平均年齢	職員数	平均給与月額（B）	平均年齢	A/B（参考）	年収ベース（試算値）の比較		
									公務員（C）	民間（D）	C/D
鳥取県	309,655円	322,822円	336,022円	52.8歳	100人	—	—	—	—	—	—
学校技能班長等	301,836円	322,491円	313,393円	51.5歳	28人	210.3千円	56.2歳	1.53	5,127.0千円	2,895.5千円	1.77
その他	312,696円	326,489円	341,067円	53.3歳	72人	—	—	—	—	—	—
都道府県平均	322,644円	378,703円	—	53.3歳	—	—	—	—	—	—	—
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1 一般行政職とは、行政職給料表適用者のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員等を除いたものです。
2 研究職は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に係るものです。
3 平均給料月額は、手当を含まない給料（教職調整額を含む。）の平均月額です。
4 平均給与月額（鳥取県の上段及び都道府県平均）は、給料月額と毎月支払われる手当（期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当）とを合計したものの平均月額です。なお、鳥取県の下段及び国の額は、手当のうち時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当を含まない額です。
5 都道府県平均の数値は平成31年4月1日現在、国の数値は令和2年1月15日現在のものです。
6 現業職の民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成28年～30年の平均）。
7 現業職の職種については、学校技能班長等は賃金構造基本統計調査における「用務員」と比較していますが、年齢、業務内容、雇用形態等完全に一致しているものではありません。
8 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(7) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

（単位：円）

区分	鳥取県	国	
一般行政職	大学卒	186,400	182,200
	高校卒	152,000	150,600
警察職	大学卒	215,900	211,400
	高校卒	173,200	173,400
高等学校教育職	大学卒	208,100	—
	高校卒	163,000	—
小・中学校教育職	大学卒	208,100	—
	高校卒	163,000	—
研究職	大学卒	193,200	187,200
医師等医療職	大学6卒	303,500	249,800
薬剤師等医療職	大学6卒	211,500	210,500
	大学卒	192,300	188,400
	短大3卒	182,200	177,400
看護師等医療職	短大3卒	207,000	207,800
海事職	大学卒（航海士等）	228,200	—
	大学卒（甲板員等）	213,200	—
現業職	高校卒	147,500	—

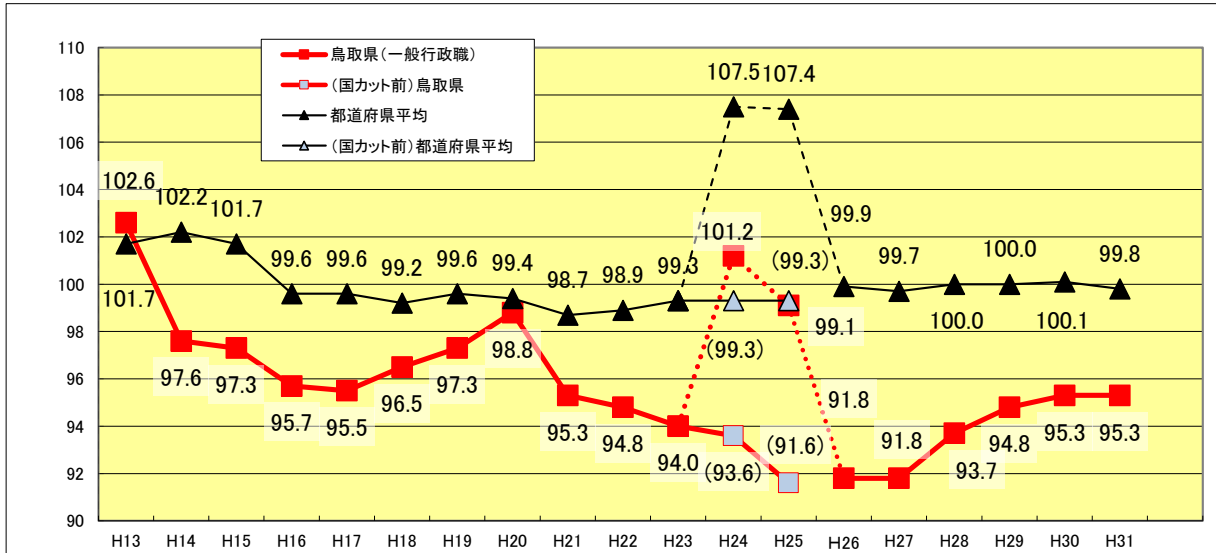
(8) 職員の経験年数別及び学歴別の平均給料月額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	経験年数	10年	20年	25年	30年	40年 （大卒は35年）
		一般行政職	262,210円	334,354円	356,362円	382,162円
警察職	大学卒	231,545円	307,608円	324,520円	343,612円	387,211円
	高校卒	231,545円	382,864円	※1 394,800円	※2 426,383円	※3 446,150円
高等学校教育職	大学卒	259,955円	355,100円	384,585円	398,250円	417,269円
	高校卒	311,068円	380,541円	400,861円	411,884円	420,976円
小・中学校教育職	大学卒	—	—	—	354,700円	—
	高校卒	308,498円	375,762円	391,473円	406,087円	412,230円
研究職	大学卒	269,460円	330,700円	360,789円	396,000円	383,100円

薬剤師等 医療職	大学卒	※4	253,200円	350,180円	—	365,367円	—
現業職	高校卒	—	—	—	291,600円	290,771円	303,175円

- (注) 1 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴等の期間を県職員の期間として換算した年数を加算したものです。
 2 ※1から※4までの各欄は、該当職員数がわずかであるため、次に掲げる経験年数の職員の平均給料月額を代わりに記載しています。
 ※1：26年、※2：31年、※3：36年、※4：9年
 3 経験年数別の職員がいない又は職員数が少ない職については、記載していません。

(9) 一般行政職の給料月額の国との比較（ラスパイレズ指数）の状況



- (注) 1 ラスパイレズ指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です（各年4月1日現在）。
 100より大きいと県の平均給与が国を上回り、100より小さいと県の平均給与が国を下回っていることを表します。
 2 平成14年度の大きなラスパイレズ指数の変動は、平成14年度から職員の給与を削減する措置を行ったことが主な要因です。（鳥取県では、民間の雇用情勢が大変厳しい状況であったことから、平成14年度から平成16年度までの3年間、職員の給与を削減し、それによって得られた財源を雇用創出施策の実施に充てました。また、地方交付税の大幅な削減等により、県財政が非常に深刻な状況であったため、平成17年度から平成19年度までの3年間、職員の給与を削減し、県財政の再建を支えました。）
 3 平成24年度及び25年度の破線は、国家公務員の給与を一時的に平均7.8%減額する措置が行われていたときのラスパイレズ指数です。この措置の影響を取り除いたラスパイレズ指数（実質値）は実線で表示しています。

(10) 職員の給与の削減のための特例措置の状況

該当なし。

なお、本県では、時限的、特例的ないわゆる「給与カット」を行っていませんが、「わたり」の廃止や諸手当の見直し等本県独自の給与制度の適正化を行い、併せて県内民間の水準を考慮した給与改定を行うことにより、恒常的に「給与カット」と同等以上の人件費削減効果をあげているところです。

(11) 一般行政職の級別の職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区分	標準的な職内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級(1・2級)	主事及び技師	331	11.5%	143,000円	247,800円
2級(3級)	主事及び技師	679	23.5%	193,300円	304,700円
3級(4・5級)	係長	804	27.9%	229,600円	352,200円
4級(6級)	課長補佐	237	8.2%	262,800円	381,700円
5級(7級)	課長補佐	429	14.9%	288,900円	393,800円
6級(8級)	課長	304	10.5%	319,500円	410,000円
7級(9級)	課長	40	1.4%	363,400円	443,100円
8級(10級)	次長	44	1.5%	408,900円	468,100円
9級(11級)	部長	17	0.6%	459,400円	523,400円

- (注) 1 級は、一般行政職の職務を、その難易度等に応じて分類したものです。
 2 ()内の数値は、平成18年度から実施した職務の級の構成の変更以前の級です。
 3 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。